新規登録団体資料

（特定非営利活動法人すこやか地域支援協会）

① 団体登録申請書 ・・・P1

② 団体登録簿 ・・・P3

③ 定款 ・・・P5

④ 登記事項証明書 ・・・P13

⑤ 2023 年度事業報告書 ・・・P15

⑥ 2023 年度活動計算書 ・・・P17

⑦ 前事業年度の役員名簿 ・・・P18

⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿 ・・・P19

⑨ 申請時の事業年度の事業計画書 ・・・P20

⑩ 申請時の事業年度の活動計算書 ・・・P22

⑪ その他参考資料 ・・・P23

様式第1号／枚方市NPO活動応援基金

公活
6.7.24
第 361 号

年　月　日

枚　方　市　長

申　請　者　　特定非営利活動法人
団　体　名　　すこやか地域支援協会
主たる事務所の所在地　　大阪府枚方市長尾台 1-1-12
代　表　者　　鈴木　勝也
連　絡　先　　[redacted]

枚方市ＮＰＯ活動応援基金　団体登録申請書

枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体登録要綱第２条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類
（１）団体登録簿
（２）定款
（３）登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から６ヶ月以内）
（４）前事業年度の事業報告書
（５）前事業年度の活動計算書（決算）
（６）前事業年度の役員名簿
（７）前事業年度の社員のうち１０人以上の者の名簿
（８）申請時の事業年度の事業計画書
（９）申請時の事業年度の活動計算書（予算）
（10）その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※（４）～（７）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※（５）及び（９）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第２条　登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

（１）特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に規定する特定非営利活動法人であること。

（２）主たる事務所の所在地が枚方市内であること

（３）主として枚方市内を活動の拠点としていること。

（４）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が１００分の５０以上であること

（５）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。

（６）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市ＮＰＯ活動応援基金　団体登録簿

令和　　年　　月　　日届出

団体名	フリガナ　ﾄｸﾃｲﾋｴｲﾘｶﾂﾄﾞｳﾎｳｼﾞﾝ　ｽｺﾔｶﾁｲｷｼｴﾝｷｮｳｶｲ 特定非営利活動法人　すこやか地域支援協会		
代表者氏名	フリガナ　スズキ　カツヤ 鈴木　勝也		
主たる事務所の所在地	〒573-0106 大阪府枚方市長尾台 1-1-12		
電話番号	[redacted]	ＦＡＸ	
メールアドレス	[redacted]		
ホームページアドレス	http://www.facebook.com/groups/1259438901375339/（内閣府サイト）		
活動内容	会員及び地域市民に対し、高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術、高齢介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室、指導育成事業を行い、もって高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的に活動しています。		
活動を開始した年月日	２０１４年　　４　月　　１　日 〔　ＮＰＯ法人設立（登記）年月日／２０１４年４月１日　〕		
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	①会員数　会員　　１０２人 ●内　訳／正会員　１０２人　賛助会員　０　人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ　０　人　非常勤有給スタッフ　０　人 ボランティア等　９　人 ファンドレイザー（資金調達係）専任　０　人　兼任　０　人 ③入会金　（有）・　無　※いずれかに○印 ●有りの場合　10,000　円 ④会　費　（有）・　無　※いずれかに○印 ●有りの場合　10,000　円（年間） ⑤寄付金　有　・　（無）※いずれかに○印		

<table>
<tr><td>団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）</td><td>●有りの場合＿＿＿＿＿＿円
⑥事業実績（過去３年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。）
<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容
（補助元・委託元、実施年度も明記）</th><th>補助・受託額</th></tr>
<tr><td>いきいき健康教室
教室型介護予防</td><td>枚方市　健康づくり課
令和６年度
※別紙資料参照</td><td>230 万円
（概算払）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合</td><td>① 特定非営利活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」）
実施している　・　実施していない　※いずれかに〇印
●実施している場合はその事業に係る経費
＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
②特定非営利活動に係る事業（根拠：令和５年度収支計算書又は活動計算書）
●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費
（事業費+管理費）
1,655,430　円
②／①＋②　＝　１００　％（小数点以下四捨五入）
注：「その他の事業」を実施していない場合は１００％と記入</td></tr>
<tr><td>当基金に登録する理由</td><td>・資金調達のため　※主なもの一つに〇印
・事業拡大のため
・社会的信用力が向上すると考えるため
・その他（　　）</td></tr>
</table>

https://www.facebook.com/groups/1259438901375339/

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人すこやか地域支援協会という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市長尾台１丁目１番１２号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、会員及び地域の市民に対し、高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室、指導者育成事業を行い、もって高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　特定非営利活動に係る事業
①　高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業
②　高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業
③　指導者育成事業
④　介護保険法に基づく第１号事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第12条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人
(2)　監事　１人
２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 23 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 24 条　総会は、第 23 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第 23 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）
第41条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第43条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第44条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第45条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第46条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第47条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 49 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第 50 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 51 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第 52 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鈴木　勝也
副理事長	池上　康幸
副理事長	鈴木　雅之
監事	岡田　和人

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２７年６月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から平成２７年３月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	金３０，０００円
	正会員会費	年額金１０，０００円
(2)	賛助会員入会金	金３，０００円
	賛助会員会費	年額金１，０００円

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市長尾台一丁目１番１２号
特定非営利活動法人すこやか地域支援協会

会社法人等番号	１２００－０５－０１７１３９
名　称	特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
主たる事務所	大阪府枚方市長尾台一丁目１番１２号
法人成立の年月日	平成２６年４月１日
目的等	目的及び事業 この法人は、会員及び地域の市民に対し、高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室、指導者育成事業を行い、もって高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 （２）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）特定非営利活動に係る事業 ①　高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業 ②　高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業 ③　指導者育成事業
	目的及び事業 この法人は、会員及び地域の市民に対し、高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室、指導者育成事業を行い、もって高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 （２）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）特定非営利活動に係る事業 ①　高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業 ②　高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業 ③　指導者育成事業 ④　介護保険法に基づく第１号事業 令和　５年１２月１９日変更　　令和　６年　３月２８日登記

整理番号　ヨ２９３４２３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　1／2

大阪府枚方市長尾台一丁目１番１２号
特定非営利活動法人すこやか地域支援協会

役員に関する事項	[redacted] 理事　　鈴　木　勝　也	平成３０年　５月２９日重任 平成３０年１０月　９日登記
	[redacted] 理事　　鈴　木　勝　也	令和　２年　５月２９日重任 令和　４年１０月２１日登記
	[redacted] 理事　　鈴　木　勝　也	令和　４年　５月２９日重任 令和　４年１０月２１日登記
登記記録に関する事項	設立	平成２６年　４月　１日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（大阪法務局管轄）

令和　６年　７月２３日
大阪法務局枚方出張所
登記官　　寺　野　洋　一

整理番号　ヨ２９３４２３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　２／２

令和５年度事業報告書

特定非営利活動法人　すこやか地域支援協会

Ⅰ　事業期間

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日

Ⅱ　事業の成果

高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的として、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナーや指導者の育成を行った。また、新たに介護保険法に基づく第１号事業を開始出来るよう準備を行った。

Ⅲ　事業の実施状況

１　特定非営利活動に係る事業

⑴ 高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業

【内　　容】　高齢者向けの鍼灸・マッサージ等の施術を実施
【実施場所】　当法人会員の枚方市内所在地
【実施日時】　実施なし
【事業の対象者】　高齢者ほか
【収　　益】　0 円
【費　　用】　0 円

⑵ 高齢者介護・スポーツ障がいの予防に関するセミナー・相談会・教室事業

【内　　容】　高齢者介護やスポーツ障がいの予防に関するセミナーや相談会、教室を運営
【実施場所】　当法人会員の枚方市内所在地
【実施日時】　毎月１回（追加で不定期に行うこともある）
【事業の対象者】　高齢者ほか
【収　　益】　1,225,359 円
【費　　用】　1,200,000 円（講師料）

⑶ 指導者育成事業

【内　　容】　高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー等を担う指導者を育成
【実施場所】　サプリ村野
【実施日時】　実施なし
【事業の対象者】　鍼灸・マッサージ等の従事者（１回 10 人程度）
【収　　益】　0 円
【費　　用】　0 円

(4) 介護保険法に基づく第1号事業

【内　　容】　介護保険法に基づく第1号事業（訪問事業・通所事業）
【実施場所】　枚方市内スタジオ
【実施日時】　実施なし
【事業の対象者】　対象者
【収　　益】　　0円
【費　　用】　　0円

Ⅳ　社員総会の開催状況

通常総会
（日　　時）令和5年9月29日（金）19時00分から19時30分
（場　　所）大阪府枚方市長尾元町6-1-12　あやめ鍼灸整骨院2F
（社員総数）10名
（出席総数）10名
（内　　容）定款変更申請の件、第10期・第11期事業計画案と活動予算案の承認、議事録署名人の選任に関する事項について

Ⅴ　理事会その他の役員会の開催状況

月例理事会
（日　　時）毎月第4金曜日
（場　　所）大阪府枚方市長尾元町6-1-12　あやめ鍼灸整骨院2F
（出席者数）4名
（内　　容）各月に実施した事業の報告や次月に実施予定の事業の報告など

令和5年度活動計算書

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	884,000		
賛助会員受取会費	0	884,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
①高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業	0		
②高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー相談会教室事業	1,225,359		
③指導者育成事業	0		
④介護保険法に基づく第1号事業収益	0	1,225,359	
5.その他収益			
受取利息	4		
雑収益	0	4	
経常収益計			2,109,363
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
講師料	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
会場費			
その他経費計	0		
事業費計		1,200,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	99,974		
旅費交通費	48,696		
消耗品費	1,841		
支払手数料	208,015		
租税公課	600		
接待交際費	91,824		
諸会費	2,110		
通信費	370		
雑費	2,000		
その他経費計	455,430		
管理費計		455,430	
経常費用計			1,655,430
当期経常増減額			453,933
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.法人税、住民税及び事業税			70,000
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			383,933
前期繰越正味財産額			171,568
次期繰越正味財産額			555,501

年間役員名簿

特定非営利活動法人　すこやか地域支援協会

令和5年4月1日　から　令和6年3月31日まで

役　職	氏　名（ふりがな）	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
理事長	鈴木　勝也（すずき　かつや）	[redacted]	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	無
副理事長	池上　康幸（いけがみ　やすゆき）		令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	無
副理事長	岡田　和人（おかだ　かずと）		令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	無
監事	藤木　崇博（ふじき　たかひろ）		令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	無

社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所・居所を記載した書面

特定非営利活動法人　すこやか地域支援協会

	氏　名	住所又は居所
1	鈴木　勝也	[redacted]
2	鈴木 彩子	
3	池上 康幸	
4	池上 敦子	
5	藤木 崇博	
6	宮本 泰之	
7	岡田 和人	
8	岡田 真知子	
9	前田　雄飛	
10	幸田 健太郎	

令和６年度事業計画書

特定非営利活動法人　すこやか地域支援協会

Ⅰ　事業期間

令和６年４月１日から令和７年３月 31 日

Ⅱ　事業の成果

高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的として、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー等を行う。また、新たに介護保険法に基づく第１号事業を開始する。

Ⅲ　事業の実施状況

１　特定非営利活動に係る事業

⑴ 高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業

【内　　容】　高齢者向けの鍼灸・マッサージ等の施術を実施
【実施場所】　当法人会員の枚方市内の各所在地
【実施日時】　なし
【事業の対象者】　高齢者ほか
【収　　益】　　０円
【費　　用】　　０円

⑵ 高齢者介護・スポーツ障がいの予防に関するセミナー・相談会・教室事業

【内　　容】　高齢者介護やスポーツ障がいの予防に関するセミナーや相談会、教室を運営
【実施場所】　枚方市内のスタジオ
【実施日時】　毎月１回（追加で不定期に行うこともある）
【事業の対象者】　高齢者ほか
【収　　益】　　1,200,000 円
【費　　用】　　1,100,000 円（講師料）

⑶ 指導者育成事業

【内　　容】　高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー等を担う指導者を育成
【実施場所】　サプリ村野
【実施日時】　実施予定なし
【事業の対象者】　鍼灸・マッサージ等の従事者（１回 10 人程度）
【収　　益】　　０円
【費　　用】　　０円

(4) 介護保険法に基づく第１号事業

【内　　容】　介護保険法に基づく第１号事業（訪問事業・通所事業）

【実施場所】　枚方市内のスタジオ

【実施日時】　週３回

【事業の対象者】　対象者６５歳以上の枚方市に籍を置くもの

【収　　益】　2,300,000 円

【費　　用】　2,000,000 円（講師料）

令和6年度活動計算書

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	884,000		
賛助会員受取会費	0	884,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3.受取助成金等			
受取助成金	2,300,000	2,300,000	
4.事業収益			
①高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業	0		
②高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー相談会教室事業	1,200,000		
③指導者育成事業	0		
④介護保険法に基づく第1号事業収益	0	1,200,000	
5.その他収益			
受取利息	4		
雑収益	0	4	
経常収益計			4,384,004
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
講師料	3,100,000		
人件費計	3,100,000		
(2) その他経費			
会場費			
その他経費計	0		
事業費計		3,100,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	40,000		
消耗品費	2,000		
支払手数料	200,000		
租税公課	600		
接待交際費	90,000		
諸会費	2,000		
通信費	300		
雑費	2,000		
その他経費計	436,900		
管理費計		436,900	
経常費用計			3,536,900
当期経常増減額			847,104
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.法人税、住民税及び事業税			70,000
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			777,104
前期繰越正味財産額			555,501
次期繰越正味財産額			1,332,605

教室型通所事業
スタジオココロ

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会

事前・事後測定

- 握力測定
- 開眼片足立ち
- 長座位体前屈
- 2ステップ値

※初回に事前測定、１２回目終了時に事後測定を行います
身体の変化を数値で確認していく

ウォーミングアップ

①腹式呼吸
②背中ほぐし
③肩ほぐし
④膝裏のストレッチ
⑤股関節ほぐし

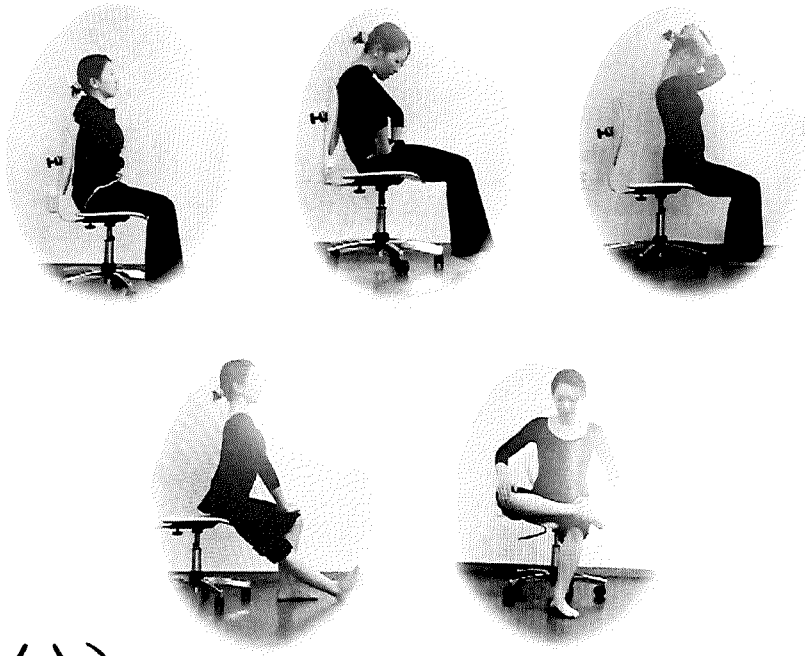

（約１０分）

今日の注意点

・ラジオ体操・ロコモ体操・ひらかた体操を流して行う前に
・動き方について毎回アドバイスを行います

・正しい立ち方・軸足の力の入れ方・腹式呼吸の方法など
・わかっている動きでも意識のしかたがわかると、
・運動効果が増して質の良い動き方を目指します

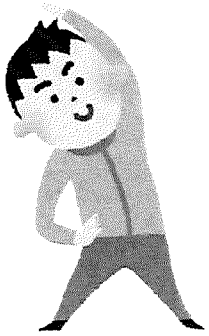

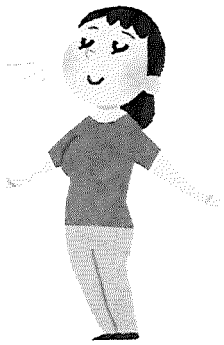

・（約１５分）

ひらかた元気くらわんか体操

DVDを流し、利用者さんと一緒に指導員も体操を行う

一緒に行うことで事前に伝えたポイントなどを確認し
話をしながら、さらに動作の質の向上を目指します

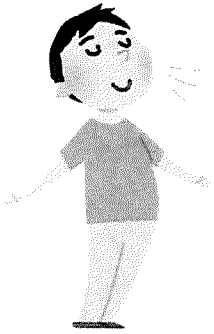

（約１５分）

直後のアドバイス

実際にやってみて、できなかった動作や感想を聞き
それぞれのアドバイスや悩みを共有する

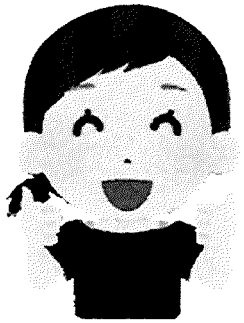

（約５～１０分）

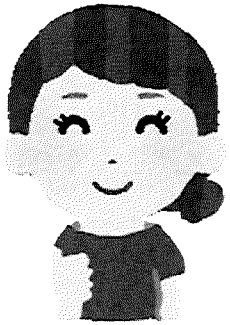

ワンポイントミニ講座

脳トレツボ押し講座
セルフケアできる季節の養生の話
爪もみ講座・耳ツボ講座

１２回のうち３～４回程度、健康に関するミニ講座を行い
ご自身でできることや知識を増やしていただく

（約５～１０分）

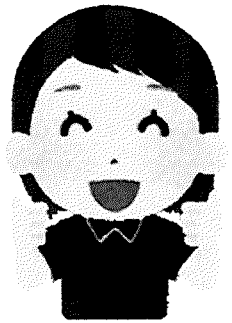

新規登録団体資料

（特定非営利活動法人ひらかた生物飼育部LABO）

① 団体登録申請書 ・・・P１

② 団体登録簿 ・・・P３

③ 定款 ・・・P４

④ 登記事項証明書 ・・・P11

⑤ 2023 年度事業報告書 ・・・P13

⑥ 2023 年度活動計算書 ・・・P15

⑦ 前事業年度の役員名簿 ・・・P16

⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿 ・・・P17

⑨ 申請時の事業年度の事業計画書 ・・・P18

⑩ 申請時の事業年度の活動計算書 ・・・P20

様式第1号／枚方市NPO活動応援基金

大阪府枚方市 公活 6.7.26 第360号

令和6年7月26日

枚方市長 様

申請者
団体名 NPO法人ひらかた生物飼育部LABO
主たる事務所の所在地 枚方市黄金野1-1-6
代表者 石飛ひなた
連絡先 [redacted]

枚方市ＮＰＯ活動応援基金　団体登録申請書

枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体登録要綱第２条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類
（１）団体登録簿
（２）定款
（３）登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から６ヶ月以内）
（４）前事業年度の事業報告書
（５）前事業年度の活動計算書（決算）
（６）前事業年度の役員名簿
（７）前事業年度の社員のうち１０人以上の者の名簿
（８）申請時の事業年度の事業計画書
（９）申請時の事業年度の活動計算書（予算）
（10）その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※（４）～（７）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※（５）及び（９）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市ＮＰＯ活動応援基金　団体登録簿

令和　６　年　７　月　26　日届出

団体名	フリガナ　ヒラカタセイブツシイクブラボ NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO		
代表者氏名	フリガナ　イシトビヒナタ 石飛ひなた		
主たる事務所の所在地	〒573-1145 大阪府枚方市黄金野１－１－６		
電話番号	[redacted]	ＦＡＸ	
メールアドレス	[redacted]		
ホームページアドレス	https://hira419labo.wixsite.com/hiralabo		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 生物多様性保全に寄与するため、枚方市穂谷地区の耕作放棄水田をお借りして希少な両生類の産卵場を守る活動を枚方高校生物飼育部の高校生たちと共に行っている。 また地域の環境教育の一環として、市内の各種イベントにて生き物展示を行い、枚方市の生物多様性について伝える活動を続けている。地域の子どもたちや保護者を巻き込んで合同生物調査も実施している。		

活動を開始した年月日	2021　年　11　月　9　日 〔ＮＰＯ法人設立（登記）年月日／2021 年 10 月 28 日　〕
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数　会員　20　人 ●内　訳／正会員　20　人　賛助会員　０　人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ　０　人　非常勤有給スタッフ　０　人 ボランティア等　20　人 ファンドレイザー（資金調達係）専任　０　人　兼任　０　人

<table>
<tr><td>団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）</td><td>
③入会金　有　・　無　※いずれかに〇印
●有りの場合＿＿＿＿＿＿円
④会　費　有　・　無
●有りの場合　年間 5000　円
⑤寄付金　有　・　無　※いずれかに〇印
●有りの場合　金額指定なし、随時募集
⑥事業実績（過去３年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。）
<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容
（補助元・委託元、実施年度も明記）</th><th>補助・受託額</th></tr>
<tr><td>ひらラボ河川ユースプロジェクト</td><td>2024 年度「琵琶湖淀川こども水質保全活動助成」地域の子どもたちとの河川生物調査
補助・委託元：公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構</td><td>100,000 円</td></tr>
<tr><td>耕作放棄水田を利用した生物多様性保全型農業の実践</td><td>2023 年度「エフピコ環境基金」
補助・委託元：株式会社エフピコ</td><td>250,000 円</td></tr>
<tr><td>ひらラボ里山ユースプロジェクト</td><td>2023 年度「枚方市 NPO 活動応援基金」地域の中高生の里山整備体験受け入れ</td><td>420,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合</td><td>
①特定非営利活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」）
実施している　・　実施していない　※いずれかに〇印
●実施している場合はその事業に係る経費
＿＿＿＿＿＿＿＿円
②特定非営利活動に係る事業（根拠：2023 年度収支計算書又は活動計算書）
●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費
（事業費+管理費）
907,354　円
②／①＋②　＝　100%（小数点以下四捨五入）
注：「その他の事業」を実施していない場合は１００%と記入
</td></tr>
<tr><td>当基金に登録する理由</td><td>
・資金調達のため　※主なもの一つに〇印
・事業拡大のため
・社会的信用力が向上すると考えるため
・その他
（　　）
</td></tr>
</table>

NPO法人 ひらかた生物飼育部LABO定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、NPO法人ひらかた生物飼育部LABOという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、絶滅危惧種とその生息環境の保全に関する事業を行うとともに、地域の人々が身近な自然や生物に触れる活動に関する事業を行い、枚方市周辺及び日本全国の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 科学技術の振興を図る活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業
(2) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業
(3) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業
(4) 民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業
(5) 各種刊行物の企画・制作・提供事業
(6) 生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業
(7) 生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業
(8) 生き物の販売に関する事業
(9) その他この法人の目的達成に関する事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員
（種別及び定数）
第 12 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上
(2)　監事　１人以上
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 13 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 14 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 15 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問及び職員）
第19条　この法人に、顧問及び事務局長その他職員を置くことができる。
２　顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任命する。
３　顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して法人の活動や運営に助言をすることができる。ただし理事会での表決権は有しない。
４　職員は、理事長が任命する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等を

もって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第２項、第 29 条第１項第２号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石飛　ひなた
副理事長	杉林　直人
理事	井内　愛菜
理事	公文　陽太
監事	葛原　里美

３　この法人の設立当初の顧問は、次に掲げる者とする。

顧問	三井　裕明

４　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和５年６月３０日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

６　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和４年３月３１日までとする。

７　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	なし
	正会員会費	年額５０００円
(2)	賛助会員入会金	なし
	賛助会員会費	年額５０００円

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市黄金野一丁目１番６号
ＮＰＯ法人ひらかた生物飼育部ＬＡＢＯ

会社法人等番号	１２００－０５－０２２５８５
名　称	ＮＰＯ法人ひらかた生物飼育部ＬＡＢＯ
主たる事務所	大阪府枚方市黄金野一丁目２０番７号 大阪府枚方市黄金野一丁目１番６号 令和　４年　３月　２日更正
法人成立の年月日	令和３年１０月２８日
目的等	目的及び事業 この法人は、絶滅危惧種とその生息環境の保全に関する事業を行うとともに、地域の人々が身近な自然や生物に触れる活動に関する事業を行い、枚方市周辺及び日本全国の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （１）環境の保全を図る活動 （２）社会教育の推進を図る活動 （３）まちづくりの推進を図る活動 （４）子どもの健全育成を図る活動 （５）科学技術の振興を図る活動 （６）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 （１）生物や自然環境の調査・研究・飼育事業 （２）絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業 （３）生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業 （４）民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業 （５）各種刊行物の企画・制作・提供事業 （６）生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業 （７）生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業 （８）生き物の販売に関する事業 （９）その他この法人の目的達成に関する事業
役員に関する事項	[redacted] 理事　　石　飛　ひ　な　た
登記記録に関する事項	設立 令和　３年１０月２８日登記

整理番号　ヨ２９３６７３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　1／2

大阪府枚方市黄金野一丁目１番６号
ＮＰＯ法人ひらかた生物飼育部ＬＡＢＯ

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（大阪法務局管轄）

令和　６年　７月２６日
大阪法務局枚方出張所
登記官　　寺　野　洋　一

整理番号　ヨ２９３６７３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　２／２

２０２３年度事業報告書

NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO

Ⅰ　事業期間

２０２３年４月１日～２０２４年３月３１日

Ⅱ　事業の成果

今年度は活動地である穂谷地区の耕作放棄水田の整備を行い、セイタカアワダチソウのほとんどを除去し安定した水源を確保することで稲作を実践することができた。しかし、9 月頃のイノシシによる被害によって収穫まで至らなかったため、今後対策を行っていく。湿地保全の役割としては、確認できた両生類の卵のうが大幅に増加するなど目に見える成果を出すことができた。また、枚方市緑化フェスティバルやひらかたファミリーフェスタ、NPO フェスタなどで生物展示を行い、広く市民に枚方市の生物多様性について知ってもらうことができた。今年度は加えてひらラボ里山ユースプロジェクトや枚方市教育委員会主催「GIGA フェス」、枚方市立津田生涯学習センター生物調査、枚方市立山之上小学校児童会お世話体験など子どもたちや学生向けの事業を積極的に行い、特に若者世代に枚方市の生物多様性について伝えることができた。

Ⅲ　事業の実施状況

１　特定非営利活動に係る事業

（１）（事業名）　生物や自然環境の調査・研究・飼育事業
（内　容）　大阪府、枚方周辺の里山や水辺での生物種とその生息環境の調査
（実施場所）　枚方市周辺及び日本全国の水辺・里山
（実施日時）　6/10,8/1
（事業の対象者）会員、一般市民、その他環境団体、行政
（収　益）　０円
（費　用）　90590 円

（２）（事業名）　絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業
（内　容）　竹林伐採や湿地の保存等、枚方周辺の里山の整備、
ひらラボ里山ユースプロジェクト事前事後整備
（実施場所）　枚方市周辺の里山
（実施日時）2023/4/29,5/27,6/3,6/17,7/15,7/22,8/3,8/17,8/25,9/16,10/29,11/4,11/23,
12/23,2024/1/6,1/13,2/3,3/8,3/25
（事業の対象者）会員、一般市民、事業者、行政
（収　益）　0 円
（費　用）　574033 円

（３）（事業名）　生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業
（内　容）　食と暮らしのマーケット, 枚方ビオルネ生き物展示 、枚方市緑化フェスティバル,ひらかたファミリーフェスタ、NPO フェスタ、枚方市教育委員会主催 GIGA フェスでの生物展示出展
（実施場所）　意賀美神社 、枚方ビオルネ 、枚方市岡東中央公園
淀川河川公園、サプリ村野、関西外国語大学中宮キャンパス
（実施日時）　2023/4/16,5/3~7,5/13,10/7,10/22,2024/1/27
（事業の対象者）会員、一般市民
（収　益）　21475 円
（費　用）　35361 円

（内　容）　さだ西中学校総合学習での生物多様性講義
（実施場所）　枚方市立さだ西中学校
（実施日時）　2023/10/27,12/6
（事業の対象者）一般市民
（収　益）　0 円
（費　用）　0 円

（内　容）　ひらラボ里山ユースプロジェクト、中学生お世話体験ボランティア受け入れ、枚方市立津田生涯学習センター生物調査、枚方市立山之上小学校児童会お世話体験
（実施場所）　大阪府立枚方高等学校、枚方市周辺の里山や水辺
（実施日時）　2023/8/11,8/26,11/4,2024/3/22
（事業の対象者）一般市民

（収　益）　36800 円
（費　用）　83551 円

Ⅳ　社員総会の開催状況

第１回総会
（日　時）　２０２３年４月２６日　１９時３０分から２０時００分
（場　所）　オンライン開催
（社員総数）　11 名
（出席者数）　11 名（うち委任状出席者６名）
（内　容）　役員の選任、2022 年度活動の振り返りと今後の予定

第２回総会
（日　時）　２０２３年１１月２８日　１９時から１９時１３分
（場　所）　オンライン開催
（社員総数）　13 名
（出席者数）　13 名（うち委任状出席者７名）
（内　容）　役員の変更、市役所提出書類の確認、活動の振り返りと今後の予定

Ⅴ　理事会その他の役員会の開催状況

第１回理事会
（日　時）　２０２３年４月２６日　１８時３０分から１９時００分
（場　所）　オンライン開催
（社員総数）　５名
（出席者数）　５名（うち委任状出席者２名）
（内　容）　役員の選任、2022 年度活動の振り返りと今後の予定

第２回理事会
（日　時）　２０２３年１１月２８日　１８時３０分から１８時４５分
（場　所）　オンライン開催
（社員総数）　５名
（出席者数）　５名（うち委任状出席者２名）
（内　容）　役員の変更、市役所提出書類の確認、活動の振り返りと今後の予定

２０２３年度　活動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費			
正会員受取会費	55000		
賛助会員受取会費	0		
２.受取寄付金			
受取寄付金	184996		
資産受贈益	0		
３.受取助成金等			
受取民間助成金	250000		
受取補助金	420000		
４.事業収益	58275		
５.その他収益	3		
経常収益計			968274
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（1） 人件費	34000		
人件費計	34000		
（2） その他経費			
購入物品	749535		
その他経費計	749535		
事業費計		783535	
２.管理費			
（1） 人件費	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
光熱費	20146		
購入物品	86373		
租税公課	17300		
支払手数料	0		
その他経費計	123819		
管理費計		123819	
経常費用計			907354
当期経常増減額			60920
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			60920
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			60920
前期繰越正味財産額			332617
次期繰越正味財産額			393537

役　員　名　簿

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

役職名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理　事	石飛（いしとび）　ひなた	[redacted]	無
理　事	公文（くもん）　陽太（ひなた）		無
理　事	杉林（すぎばやし）　直人（なおと）		無
監　事	葛原（くずはら）　里美（さとみ）		無

社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

	氏　名	住所又は居所
1	石飛ひなた	[redacted]
2	綱島千恵子	
3	葛原里美	
4	公文陽太	
5	三井裕明	
6	大迫将馬	
7	土居俊介	
8	濱田玲志	
9	杉林直人	
10	青木美桜	
11	大塚晟矢	

２０２４年度事業計画書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO

Ⅰ　事業の実施方針

設立から継続している里山保全活動を引き続きメイン活動として行っていく。特に今年度は枚方市主催の緑化フェスティバルや枚方市農業まつりなどで生き物展示に力を入れるとともに、市内小学校での水槽管理のお手伝いや合同生物調査などを行い、若い世代へ生物多様性について伝える活動にも重きを置いていく。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

１　特定非営利活動に係る事業

（１）（事業名）生物や自然環境の調査・研究・飼育事業

(内容)　大阪府、枚方周辺の里山や水辺での生物種とその生息環境の調査

(実施場所)　枚方市周辺及び日本全国の水辺・里山

(実施日時)　8/1

(事業の対象者）会員、一般市民、その他環境団体、行政

(収益)　0 円

(費用)　0 円

（２）（事業名）絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業

(内容)　竹林伐採や湿地の保存等、枚方周辺の里山の整備、

(実施場所)　枚方市周辺の里山

(実施日時）毎月１回以上

(事業の対象者）会員、一般市民、事業者、行政

(収益)　0 円

(費用)　70000 円　（タモ網、飼育ケース、人件費など）

（３）（事業名）生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業

(内容)　食と暮らしのマーケット、枚方市緑化フェスティバル, ひらかた
ファミリーフェスタ、NPO フェスタ、環境フェスタ、
枚方市農業まつり、氷室小生き物展示

(実施場所)　意賀美神社 、枚方市岡東中央公園、淀川河川公園、
枚方市立氷室小学校、サプリ村野、東部清掃工場

(実施日時)　2024/4/20, 4/21, 6/29, 10/20, 11/30,

(事業の対象者）会員、一般市民

(収益)　60000 円

(費用)　40000 円（印刷代、缶バッジ、シール作成代）

(内容）枚方市立山之上小学校児童会お世話体験

(実施場所)　大阪府立枚方高等学校

(実施日時)　2024/11/3

(事業の対象者）一般市民

（収益）　0円
（費用）　0円

（4）（事業名）民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業
（内容）枚方市立五常小学校および氷室小学校での水槽設置の手伝い、
枚方市立さだ西中学校「総合学習の時間」での講義
（実施場所）五常小学校、氷室小学校、さだ西中学校
（実施日時）　5/3, 7/16, 8/1, 10, 12/5
（事業の対象者）　一般市民
（収益）　0円
（費用）　0円

（5）（事業名）各種刊行物の企画・制作・提供事業
当該年度は実施予定なし

（6）（事業名）生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業
当該年度は実施予定なし

（7）（事業名）生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業
当該年度は実施予定なし

（8）（事業名）生き物の販売に関する事業
当該年度は実施予定なし

（9）（事業名）その他この法人の目的達成に関する事業
当該年度は実施予定なし

２０２４年度　活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費			
正会員受取会費	100000		
賛助会員受取会費	0		
２.受取寄付金			
受取寄付金	100000		
資産受贈益	0		
３.受取助成金等			
受取民間助成金	100000		
４.事業収益	60000		
５.その他収益	3		
経常収益計			360003
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（1） 人件費	20000		
人件費計	20000		
（2） その他経費			
購入物品	90000		
その他経費計	90000		
事業費計		110000	
２.管理費			
（1） 人件費	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
光熱費	25000		
購入物品	40000		
租税公課	17300		
支払手数料	0		
その他経費計	82300		
管理費計		82300	
経常費用計			192300
当期経常増減額			167703
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			167703
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			167703
前期繰越正味財産額			393537
次期繰越正味財産額			561240